

消化ガスの有効利用

ページ番号1012462 更新日 2024年1月11日

汚水の処理過程で発生する消化ガスは燃料として利用可能であることから、沖縄県の下水処理場内においては、次の用途に利用しています。

1_発電

1)処理場内で消費

- 那覇浄化センター(場内で消費する電気量の約4割を当該ガス発電により賄っています。)
- 名護処理場

2)FIT(再生可能エネルギー固定価格買取制度)を用いた発電事業

- 民設民営による発電事業です。「具志川浄化センターで開始(平成28年4月1日より)」をご覧ください。
- 概要については「事業概要_平成28年4月12日更新」を参照下さい。
- 詳細については、沖縄県下水道管理事務所のページを参照下さい。

[事業概要_平成28年4月12日更新 \(PDF 99.4KB\)](#)

[> 下水道事務所](#)

2_脱臭(燃焼脱臭)

集めた臭気の燃焼に利用します。

(この方法以外の脱臭方法として、土壌脱臭、生物脱臭があります。)

3_消化タンクの加温

汚泥の消化タンクの加温に利用します。(加温することで汚泥の消化効率が上がります。)

【参考】消化ガス有効利用に関する過去の公開情報

このページに関するお問い合わせ

沖縄県 土木建築部 下水道課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟11階(南側)
電話:098-866-2248 ファクス:098-866-2394

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)